

新たな計画や条例

区民の声が生きる区政に!



区の積立金2453億円を活用し、区民生活の支援を

今議会では、ゼロ歳児の乳児養育手当の所得制限撤廃や月1回の『おむつ定期便』の予算が計上されるなど、区民にとって前進面もありました。区の基本方針を示した条例や計画もつくられました。一方で、区の積立金は決算で2453億円に達しました。党区議団は、岸田政権の国民無視の経済政策のもと物価高に苦しむ区民生活への独自の支援を求めました。また、国の健康保険証廃止に反対し、マイナカードへの一体化中止を求めると、区民目線で奮闘しました。

現行健康保険証を残せ!

2024年10月に現行健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一体化する法案が6月2日に自・公・維新、国民民主の賛成で可決・成立。しかし、誤登録による別人の医療情報の紐づけ、カードリーダーで読み取り不可などトラブルが続いています。厚労省は医療費の窓口負担割合が「オンライン資格確認システム」に誤登録され修正した事例が全国で8544件あったと9月末に公表。これは氷山の一角にすぎません。今必要なことは、一体化を急ぐのではなく、情報公開と全容究明の総点検です。

また、マイナ保険証は5年ごとに更新が必要。保険医団体連合会(保団連)の調査でマイナ保険証になった場合高齢者施設の90%以上が「管理できない」と回答。重度障害者や認知症の方は自ら申請できない場合、無保険になり皆保険制度が崩壊することになります。保団連会長は「最大のトラブル防止策は現行健康保険証を残すこと」と訴えています。



マイナ保険証のカードリーダー

区議会にも「現行保険証を残すことを求める」陳情が2つの医療

団体から出されています。区長の「マイナンバーカードと保険証の一体化が皆保険制度を守る」との答弁は納得できません。個人情報保護を重視するのが世界の流れです。G7でカードと保険証の一体化をすすめているのは日本だけです。

関東大震災から100年 教訓を次世代に

9月1日、関東大震災から100年を迎えました。今議会では、大規模な火災などとともに、大震災の災害教訓でもある朝鮮人虐殺の歴史を次の世代にも継承する取り組みを提案しました。

「朝鮮人が井戸に毒を入れた」など事実に基づかないデマにより、罪の無い多くの命が人為的に奪われるなど、朝鮮人や社会運動家が受けた迫害は、都史や区史にも記されている歴史的事実です。区長は事実について一定の認識を示したものの、虐殺に関する啓発等は「実施しない」と答弁。現代でも、SNSを通じてフェイクニュースが拡散されるなど、大規模な災害直後のデマについて、日常的な啓発が重要です。

併せて、災害時に正確な情報を伝える手段として、緊急時に自動で起動し防災行政無線の内容が流れる防災ラジオの普及に、区の補助を実施するよう求めました。



区の斡旋する防災ラジオ(13,200円)

進む公共施設再編・新庁舎建設

「江戸川区公共施設再編・整備計画」案は、民間委託や受益者負担増を含み、検討業務を受託したコンサルの「トーマツ」は、「公共施設は収益性を常に考える必要がある」と意見を述べています。また『2100年アクションプラン』では、コミ館は建て替えず、小学校はプールなしで中学校のプールと共用するなど、施設機能の集約を示しています。しかし、周知は不十分で区民の十分な理解を得たとは言えません。

新庁舎建設は、船堀四丁目再開発事業として決定され、来年度には区が権利者として入る再開発組合が発足します。費用負担が不透明なまま計画が進められていることが課題です。(イラストは新庁舎完成イメージ図)



区立保育園の保育士は派遣ではなく正規を!

昨年、江戸川区は正規保育士が10人不足して、初めて「派遣保育士」を募集しました。しかし、4月の配置は3園だけで、10人が配置されたのは11月。その間に2園で派遣保育士が退職し、結局、不足したままでした。区は「派遣保育士は正規と同等の勤務」と位置付けていても、実際はそうなっていません。今年も12人を募集しました。



子どもたちを安心して預けられ、より良い保育の要は保育士の存在です。各保育園に必要な保育士は、正規保育士を採用し4月に配置すること、不足になった場合は補充することを求めました。

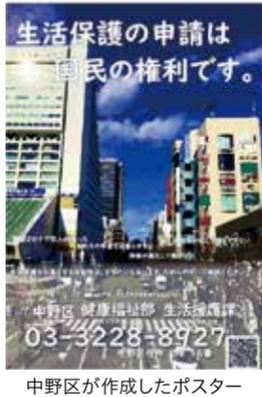
遺体放置事件を教訓に 生活保護行政の充実を

今年1月10日に生活保護利用者が自宅で亡くなり、発見した介護ヘルパーが担当ケースワーカーに知らせたものの、そのまま3月27日まで遺体が放置される事件が起きました。

「何故、こんなことが？」調べていくと、多くの問題点が明らかになりました。ケースワーカーは1年目で誰にも相談できなかったこと。職場環境の課題や一人が担当するケースが100件を越す多さ(福祉法では80件)、経験年数の少なさ、ワーカーを指導援助する査察指導員の負担が多かったこと。年度途中に受持ち件数が増え、都の指導検査で指摘されても改善されなかったことなどがありました。区議団は生活困窮者を「誰一人取り残さない」生活保護行政の充実を求め、11月1日に査察指導員が増員されました。

**違法状態を是正し
ケースワーカーの専門性向上を**

生活保護行政を担うケースワーカー等については、法律で社会福祉主事であることが義務付けられています。区の有資格者の比率は4割程度。資格取得費の補助も毎年3人分しか予算化されておらず、違法状態に対する区の認識が問われます。適切な対応に職員の専門性向上は不可欠で、区の消極的な姿勢は問題です。また、生活保護制度を周知するポスター作成も求めました。



中野区が作成したポスター

「ともに生きるまちを 目指す条例」関連の新条例

「活力ある区内産業を推進する条例」「歳を重ねて

も幸せに暮らせるまち条例」「障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例」「ひきこもりの状態にある人や家族等へのサポート推進条例」の4つの新条例が決まりました。条例案へのパブリックコメント期間も短く、策定過程も示されないまま提案されたことは問題です。条例の制定にあたっては、区民の意見を広く聞くことを引き続き求めます。

区民意見募集 区民目線で改善を

区は、この間、「ともに生きる」共生社会を基本方針に据え、様々な計画や条例を策定しています。その際に、パブリックコメント(区民意見募集)が実施されていますが、募集期間は、「14日以上」という定めに基づき、大半が14日間です。一方で、国や都、葛飾区などの近隣区は、いずれも「30日以上」と期間を定めており、区のルールも同様にするよう求めました。募集自体が知られていないこと、検討の経過などの公開も不十分なことを指摘しましたが、区の答弁はいずれもあいまいでした。「ともに生きる」姿勢といえませんが。

英語スピーキングテストの 入試活用中止を

昨年度実施されたテストは他の生徒の解答が聞こえる、録音されるなど多くの課題が明らかになりました。それが改善されないまま、今年も11月26日にベネッセによるテストを実施します。生徒・保護者の不安や公平性への疑問を残す中でのテスト実施と都立高校入試への活用中止を都に求めるべきと迫りました。区は「意見を述べる立場にはない」と答弁。課題解決の見通しもなく、民間事業者丸投げのテストを入試に使うことは容認できません。

来年度3学期には中学1・2年生にもテストが実施されます。

2022年度決算認定に反対

主要6基金の積立金が2022年度に277億円も増えて2453億円と過去最高を更新。ひとり親世帯への子ども1人5万円給付などの独自施策もありましたが、以下のような問題があり反対しました。

- ①くらし・福祉の切実な要望に応えない
- ②国のスーパー堤防と一体の土地区画整理事業や民間依存の公園整備、住宅リフォーム助成や防災ラジオ購入補助に消極的
- ③消費税減税を国に求めず、マイナカードと健康保険証の一体化や羽田新ルート容認など推進
- ④他区で実施している区独自の教職員配置をしない、民間まかせの子どもの補習事業
- ⑤国保料は値上げ(23区で最も高額)、独自の介護保険料減免を実施しない



公園整備でつくられるペットホテル予定地(新左近川親水公園)

特別支援学校(都立)の 小中学生も給食費無償化へ

9月から区立の小中学校給食費が無償となり喜ばれています。一方で、6月に特別支援学校の無償化を求めた際は「難しい」と見送られました。今議会では区は「給食費相当を保障する」と答弁しました。

第3回定例会の 主な補正予算の内容

太陽光パネル・蓄電池などへの補助金増。自転車用ヘルメット補助金3000個分の追加。11月1日から通販購入も対象になります。

日本共産党江戸川区議団

法律相談

各区議事務所・区議団控室では
常時生活相談を受け付けています。
☎03-5662-5113(控室)

区議団ホームページに2019～2021年度
政務活動費の領収書を掲載しました。一
部、数字がうすい領収書がありますが、今
後改善していきます。



小俣 のり子 区議地域

●連絡先 ☎03-3655-4422
●場所/小俣事務所
法律相談 ●11月8日(水)・12月13日(水)
受付:午後6時半～8時

ツイッター@omatanoriko FBは小俣のり子で検索を



大橋 みえ子 区議地域

●連絡先 ☎03-5674-3753
●場所/大橋事務所
法律相談 ●12月6日(水)・1月10日(水)
受付:午後6時半～8時

ツイッター@OhashiMiek59844 FBは大橋みえ子で検索を



牧野 けんじ 区議地域

●連絡先 ☎03-5662-5113
●場所/牧野事務所
法律相談 ●11月22日(水)・12月27日(水)
受付:午後2時～4時

ツイッター@kenji_makino FBは牧野けんじで検索を



太田 あやか 区議地域

●連絡先 ☎03-3637-4050
●場所/太田事務所(旧セバタ事務所)
法律相談 ●11月16日(木)・12月21日(木)
受付:午後6時半～8時

ツイッター@jcp_oaya FBは太田あやかで検索を